

第19回山口県人権施策推進審議会会議録

注) 発言内容に影響しない範囲で語尾等を修正しました。

○開催日時：令和6年11月12日(火) 午後2時から2時30分まで

○開催場所：県庁共用第3会議室（本館棟4階）

事務局 それでは、開会に先立ちまして、皆様方に会議の公開についてお諮りいたします。

本審議会は公開を原則としております。

審議の内容をまとめた議事録も公開とし、県のホームページにも掲載する予定としておりますので、議事録の作成に正確を期するため、審議内容については録音させていただき、また、会議の写真も撮らせていただきたいと思います。

また、一般の方や報道の方など傍聴ができることとなっております。

今の所、傍聴人はいらっしゃいませんが、報道は新聞2社が御要望されています。御了承いただきたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございました。

あわせて、本日の審議会の成立状況について御報告を申し上げます。

委員15名中、14名の方が出席されており、過半数を超えております。

よって、審議会規則第5条の規定に基づき、本会議が成立していることを御報告申し上げます。

それでは、ただいまから、「第19回山口県人権施策推進審議会」を開催させていただきます。

審議会の開催に当たりまして、山口県環境生活部部长 近藤和彦が御挨拶を申し上げます。

環境生活 みなさんこんにちは。環境生活部部长の近藤でございます。

部 長 開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、大変お忙しい中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、本審議会の開催につきましては、当初9月の開催予定をしておりましたけれども、パブリック・コメントにおける事務局の手続き不備により、本日に開催を延期させていただきました。

委員の皆様方には、大変御迷惑をおかけしたところであり、深くお詫びを申し上げます。

さて、社会情勢の変化を踏まえた「山口県人権推進指針」の改定につきましては、これまでに、具体的な改定案について、2回御審議いただいているところであり、その素案については、前回御了承をいただいたところでございます。

本日は、この素案に係るパブリック・コメントによりまして、県民の皆様からいただいた御意見、御提言などを踏まえた具体的な改定案をお諮りすることとしております。

どうか委員の皆様方には、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくようお願い申し上げます。

事務局 それではここで、前回の会議から、委員の皆様に変更がございましたので、新たに委員に就任いただいた方を御紹介させていただきます。

草田委員の後任の小野委員です。

小野委員 草田委員に変わります。山口県人権擁護委員連合会の副会長をしております小野といいます。よろしくお願いいたします。

事務局 澤田委員の後任の中藤委員です。

中藤委員 山口県同和会の女性部副部長を拝命いたしております中藤と申します。よろしくお願いいたします。

事務局 谷委員の後任の三原委員です。

三原委員 東ソー総務部の三原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。それでは、議事に入らせていただきますが、審議会規則第5条第2項の規定により、議事は会長であります議長が進行することとなっておりますので、以後の議事進行につきまして、高田会長、よろしくお願いいたします。

議長 高田と申します。よろしくお願いいたします。

座らせていただきます。

早速、議事に入りたいと思いますが、会議の終了時間は、午後3時30分を予定しております。実のある協議ができますように、委員の皆様のお協力をよろしくお願いいたします。

それでは議題1の「山口県人権推進指針の改定案について」事務局の方から御説明をお願いいたします。

人権対策 はい。それでは私の方から、議題の1の山口県人権推進指針の改定案について、説明をさせていただきます。

室次長 まず、資料1をご覧ください。1の「パブリック・コメントの概要」について説明いたします。

(1)の募集期間ですが、7月8日から8月7日の募集期間で実施しましたが、意見提出先のメールアドレスの誤表示の御指摘を受けまして、メールアドレスを修正の上、8月19日から9月18日に再度募集を行いました。

委員の皆様にも御迷惑をおかけしました。

意見の受理件数は6名の方から21件の意見を受けました。1回目・2回目の内訳は記載のとおりでございます。

意見の概要としては、(3)に記載しているように4つの観点からの意見があり、複数の意見をされた方もおられます。

なお、個別の意見とそれに対する県の考え方については別紙の1に示しているところでございます。

2の「改定素案の修正(案)」についてですが、別紙2も併せてご覧ください。修正箇所を下線を引いております。

まず、障害者に関して別紙2では2頁でございますが、「障害者基本法」や「障害者差別解消法」について、他の箇所には制定年等が記載されているのに、記載がないとの御指摘がございましたので、制定年を追記いたしました。

次に、同和問題について、1つ目の意見として、現在を記載する場合は「同和問題」を「部落差別(同和問題)」とすべき。2つ目の意見として、項目名を「同和問題(部落差別)」とすべき。3つ目の意見として、「同和問題」について全項目を削除すべき。との意見がございました。

この点についてでございますけれども、部落差別解消推進法制定以後、国では国会報告を行う白書等の公文書の項目について「同和問題」を「同和問題(部落差別)」と変更した後、さらに順次、「部落差別(同和問題)」に変更してきております。今後、改定されるもの、例えば国の基本計画などでございますが、それらも「部落差別(同和問題)」に変更されるとのことでございますので、項目名は別紙2の1頁及び3頁のとおり「部落差別(同和問題)」に変更したいと考えております。

また、別紙2の4頁ですが、この項目の根拠法である部落差別解消推進法では「現在もなお部落差別が存在し」とあるため「啓発の推進」の箇所は「部落差別の解消に関し」に変更したいと考えています。なお、この記載については、同法の中にもあるものでございます。

次にインターネットに関して、本年5月に実施された「プロバイダ責任制限法の改正」つき言及すべきとの御意見がございました。

これについては、前回の審議会で川口委員さんからも同じ意見をいただいで

おります。

別紙2の5頁ですが、「プロバイダ責任制限法」が「情報流通プラットフォーム対処法」に改称されたこと。また、その法律の内容を記載いたしました。ただ、詳細については政省令で決められる部分もあるため、現在判明している内容でございます。6頁にも「改正プロバイダ責任制限法」の記載があるため「情報流通プラットフォーム対処法」に変更しているところでございます。

次に感染症についてですけれども、O157感染症による偏見や差別の事例が分からないとの意見がございました。O157については、主に感染経路として疑われた方への偏見や差別がありましたので、別紙2の7頁のとおりそれを追記しているところでございます。

最後にパブリック・コメントの意見ではございませんが、ハンセン病の箇所について、補償金の請求期間が延長されましたので期間を変更しているところでございます。別紙2の8頁のとおりでございます。

説明は以上でございます。

議 長 はい、事務局の方から御説明をいただきました。ありがとうございました。パブリック・コメント等を踏まえて、最終の改定案を只今御説明いただきました。只今の事務局の説明につきまして、何か御意見がありましたらお願いしたいと思っております。

議 長 どなたからでも結構ですが、何かお気づき等でも結構ですし、ありましたらお願いしたいと思っております。

議 長 特にございませんでしょうか。私が質問しては申し訳ないのですが、パブリック・コメントの数としては、今まで色々パブリック・コメントを募集しておられると思いますが、同じレベルで比較することは難しいと思っておりますけど、今回も色々な方からいただいておりますし、また、2回の期間を設けてという事で、大変丁寧にパブリック・コメントを聞いておられると思いますが、数としては、これいかがなんですか。パブリック・コメントが多いのか少ないのか。

人権対策 我々も詳細には承知しておりませんが、そんなに少ないとは思いません。
室次長 かといってすごく多いかと言われれば、そうでもない。

議 長 ありがとうございます。県民の方々の関心の度合いもあると思っておりますけど、それに加えて丁寧に作成をいただいているということではないのかなというふうにも理解しております

が、一般の方からもコメントを色々いただいておりますけれど、御質問でもコメントでも結構ですけど、委員の皆様方で何かありましたら是非お願いしたいと思っております。

議 長 パブリック・コメントと一緒に、少なくとも多すぎても、進行役としては非常に……。忌憚のない御意見で結構ですので、どなたか御発言いただくと非常に助かりますが。

議 長 特に御意見がないということであれば、大変まとまった、整理された修正案というふうに理解をさせていただきたいというふうに思いますが。

事務局から御提案いただきました、この修正案でよろしいということでは了解してよろしいでしょうか。特に反対なり、異議なければ、これを皆さんに了承していただいたというふうに思います。

議 長 「山口県人権推進指針の改定案について」ということにつきましては、これではよろしいという了承をいただいたということに思います。

それでは、資料2に示すとおり、当審議会からの答申として、知事に答申を行いたいと思っておりますが、この件につきましては、よろしいでしょうか。

議 長 この改定案をもって答申とすると、知事の方に答申を行いたいというふうに思いますが、特に反対の意見も無いということであれば、そのようにさせていただきたいと思っております。

議 長 極めてスムーズに進んでいるので……。事務局の方から今後のスケジュールについて説明があればお願いしたいと思っております。

人権対策 今後のスケジュールでございますけれども、本日ご了承いただいた改定指針
室 次 長 につきましては、11月県議会の環境・福祉委員会に報告を行なった後、県のホームページで公表をいたします。

その後、巻頭の知事挨拶や脚注などにつき事務局で検討の上、3月末を目途に、印刷・製本の上、関係各所に配布し周知に努めていく予定としています。

議 長 はい、ありがとうございました。

事務局の方から今後のスケジュールについて御説明をいただきましたが、只今の説明につきまして、このような日程に従いまして進めていくということではよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ありがとうございます。皆さんから了承をいただきました。
事務局におかれましては、今後、只今御説明いただきましたような改定指針の公表、周知につきまして、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

議 長 議題1がスムーズに進み、次に議題2の方に行きたいと思いますが、
それでは議題2の「その他」になりますが、事務局の方から何かありますでしょうか。

人権対策 はい、よろしいでしょうか。

室 次 長 それでは、その他として、お手元にもチラシをお配りしておりますけれど、「人権ふれあいフェスティバル」についてご説明いたします。

12月21日の土曜日ですけれども、山陽小野田市の厚狭駅前の「不二輸送機ホール」で開催いたします。

今年度から山口地方法務局や山口県人権擁護委員連合会さんが実施される「全国中学生人権作文コンテスト」山口大会の表彰及び最優秀賞の朗読、それから、以前は実施していたんですけれども、県教育委員会の「児童・生徒作品、ポスターの表彰」を復活させて、その2つをオープニングセレモニー内で実施いたします。

その募集や審査の日程の都合上、これまで8月の開催としておりましたが、12月の開催にいたしました。

また、山陽小野田市さんも同時期に「ヒューマンフェスタさんようおのだ」を開催されますので合同開催となり、山陽小野田市さんの「人権に関する作品、標語やポスターでございますが、これらの表彰も実施されるところでございます。

講演については、9月より県のパートナーシップ宣誓制度が開始されたこともあり、テレビ番組にも出演されている沼田幸雄弁護士に「多様な性の平等の実現をめざして」と題して講演をいただきます。

例年どおり、人権啓発DVDの上映やパネル展示等も行いますので、是非、足を運んでいただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。

資料が配布されていると思いますが、人権ふれあいフェスティバルのチラシが入っておりますので、是非周りの方にもお声かけいただきまして、多くの方が御参加いただけるといいと思いますので、どうぞ周知の方、よろしくお願ひしたいと思います。

人権ふれあいフェスティバルについて何か御質問でもあれば、御意見でもあれば。

議 長 特によろしいでしょうか。

一応議題が1と2のその他が終わりますが、何か本日の予定、この議題にはないものでありますとか、何かありましたら、皆さん方から御意見でもあればお願いしたいと思っております。

議 長 川口委員お願いいたします。

川口委員 はい、あまりにもスムーズに進みすぎて・・・。

パブコメの県の考え方・意見、この扱いですね。これは後にホームページの方で公表して、こういう意見がありましたっていうのと、この回答ですよ、県の考え方。これは全部公表するということによろしいでしょうか。

人権対策 はい、そのようにさせていただきます。

室 次 長

川口委員 分かりました。はい。

議 長 ありがとうございます。

せっかく皆さんに色々御協力いただき、また事務局も御尽力いただいて出来ました指針ですので、是非、県民の方、全ての方にお持ちいただき、周知できることを願っておりますので、その辺りの部分は、よろしく広報をお願いしたいというふうに思います。

また、委員の皆様方におかれましても、是非、周りの方々に指針を御説明いただけるといいと思います。

その他何かありますでしょうか。

議 長 じゃあ、鈴木委員さんお願いします。

鈴木委員 意見というよりもお礼というか。今回の答申の中で、色々な所を改定していただきましたけれど、性の多様性に関する問題という所、ずっと長年、私も意見を述べさせていただいた所が変わって、本当にありがたく思っております。

県の方でも、同性パートナーシップ宣誓制度も作っていただきましたし、当事者の方のための居場所づくりのカフェというような色んな事業が、後、電話相談とか始まりまして、実際に県内に、私も居場所づくりの事業で携わっておりますと、若い方がやっぱりいらっしやいまして、20代から30代の方がいらっしやって、学生時代こういったものがあれば、県外に行こうと思わなかったかもしれないということで、やっぱり、本当に子どもの時代に、もっとたく

さんサポートが欲しかったな、ということをお話されていて。でも、事業ができることが、県政で色々やっただいていただいていることの骨格となるような指針が本当にありがたいなと思っております。

本当に皆さんがすごい熱心に協議していただいたおかげです。ありがとうございました。

議長 ありがとうございました。鈴木委員さんの御意見として、本当に委員さんから、色々専門的な立場で御意見をいただきまして、こういう領域に関する理解が進んだというふうに理解しております。本当にありがとうございました。

また、先程の御意見の中で、もしそういうのがもっと山口県で最初から進んでいれば県外に行かなかった、という御意見もありましたけれど、山口県は皆さんが御存じのように、大変人口の流出が多くありまして、少子化の問題に関しては、もう想像をはるかに超えたということで、少子化が進んでまいっておりますので、この住みやすい山口県を是非とも御理解いただいて、また、若い方々が、都会への憧れも分かりますけれど、そうは言っても、やはり山口県を思い出していただいて、帰っていただけるような山口県になればいいというふうに思っておりますので、是非、山口県は、差別の無い、非常にみんなが暮らしやすい、少数派の人も暮らしやすい県であるということが全国に知れ渡ると非常にいいなというふうに思っておりますし、そのために今回の指針も、大いに全国的にアピールしていただけるといいな、というのも思っております。

ありがとうございました。その他何か御意見は。

議長 ありがとうございました。じゃあ、今村委員のほうから。

今村副会長 まず、鈴木委員にはこちらからお礼が申し上げたいくらいで、最初私たち、性の多様性について、委員で中々よく分からないので、鈴木委員に色んな資料を提出して、この会議にたくさん出していただきました。

そのおかげで少しずつ分かってきたということで、本当にこの指針がどんどん遅れるっていうよりも、入念な議論の中で少しずつきちんとなってきた。本当にありがたく思っています。こちらの方が感謝したい気持ちです。

そして、先程、川口委員も御意見がありましたように、今日はすごく皆さん、御意見が少ないっていうよりも、もう、出尽くした。ある程度議論がきちんと出来たっていう状態なので、ほとんど皆さんおっしゃいませんでしたけれど、本当にここに至るまでは、たくさんの意見が、今日3人の方が新しくお入りになったので、語り部として伝えると、本当にたくさんの意見が出て、しかもすごく各分野の、より詳細な議論がきちんと専門的にできた、本当に素晴らしいプロセスを経た指針だなと改めて思いました。

私の方から口を挟む余地無し、っていうくらい、本当に素晴らしい議論だっ

たです。

ただ、本当に今回の指針は、現在の、現時点での人権の考え方であるっていうことを、私自身を含めて、良く頭に入れておかなければいけないな、と思っています。今まで知らなかったこと、それこそ性の多様性も含め、あるいは感染症のことも含め、どんどんどんどんその考え方や、科学的に色んなことが分かっていくことによって、人権の考え方って変わっていくと思います。もちろん社会情勢も含めて。だから、今ここで私たちが押さえられるべき、押さえられることのできる、みんなで最高と思っている指針です。でも、きっとこれから、またどんどん深い議論をしながら、流れていくものだろうと改めて思いましたので、若干ですけれども言わせていただきました。

議長 はい、今村副会長の方から只今御意見をいただきまして、まさにそのとおりだろうというふうに思います。

この指針をまとめるまでに皆さん方から大変多くの御意見をいただき、また、それを丁寧に、事務局の方で少しずつ拾い上げ、整理をいただいて、今回の指針になっておるというふうに思います。

ただ今村副会長の方も言われましたように、時代の流れと共に、価値観も、また、色んなことも変化していきますので、その様々変化していくことに、流動的に、共感的に、柔軟に、それが受け入れられていくことが必要だろうと思いますので、現時点、本日での答申とすれば完璧というふうに思っておりますけど、また様々な問題が生じたときには、時代の流れに沿って受け入れていき、成長・変化していければいいな、というふうに思っております。

委員の皆様には、本当お忙しいところ、色んな御意見をいただきまして、ありがとうございました。

予定の議題が終了しておりますので、本日の会議は、私の方の担当部分は終わりたいと思いますが、予定以上に早く終わりましたので、本日、大変天気の良い、私の来るときの車の温度は23度というふうになっておりまして、これが11月の気候かなというふうにも思えますが、山口の山も色づいてまいりません。県内の各所からおいでいただいておりますけれど、訪ねたい街の山口市になっておりますので、どうぞ近くの香山園も、五重の塔は、残念ながら見えませんが、囲ってありますけれど、夜になると大変綺麗なラッピングが見えるのでありますが、この時間では見えませんが、どうぞ香山園の紅葉も楽しんでいただけるといいかなと。十分時間は、今日はあるからというふうに思っておりますけど。

本当、最後になりますけれど、幾重にも皆様方にお礼を申し上げたいと思います。本当にいい指針をまとめていただきまして、改めてお礼を申し上げたいと思います。

委員の皆様方には、これまでの会議で大変色々な御意見をいただきましてあ

りがとうございました。それでは、これで私の方は終わりにしたいと思いますので、事務局の方にお返ししたいと思います。

事務局 ありがとうございました。

それでは、閉会に当たりまして、環境生活部長の近藤から、一言お礼を申し上げます。

環境生活 高田会長さんにおかれましては、たいへん円滑な議事進行をしていただきま
部 長 して、ありがとうございました。

本日、人権推進指針の改定案につきまして、御了承をいただきました。委員の皆様方に厚くお礼申し上げます。

御審議いただきましたこの最終改定案につきましては、審議会答申として知事に提出させていただいた上で、最終的な改定指針として印刷・製本し、周知・啓発に努めてまいります。

県といたしましては、今後とも、県民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会をめざし、鋭意努力してまいります。

引き続き、御支援、御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

本日は誠にありがとうございました。

事務局 以上を持ちまして、第19回山口県人権施策推進審議会を閉会いたします。皆様大変お疲れさまでございました。